

平成28年度第6回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成29年3月10日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成29年3月10日（金）

午後 2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第2号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用について【まちづくり課】
3. 個人情報事務登録簿について
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	森 田 明
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のため出席した職員

まちづくり課 係 課長	三 澤 正 大
----------------	---------

事務局等出席者

情報公開課 課長	矢 島 小 百 合
情報公開課 係 課長	内 田 典 久

情報公開
非常勤
嘱託
課
事務員

杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第6回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成28年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第2号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る
個人情報目的外利用について【まちづくり課】
- ・ 【資料2】 平成28年度第6回個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料3】 逗子市立体育館防犯カメラ設置要領
- ・ 【資料4】 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護条例等
の検討事項（案）

午後 2時03分開会

○立川会長 平成28年度第6回目の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、過半数の委員の出席によって成立ということになります。きょうは、全員おそろいなので、成立いたします。

それでは、最初に配付資料の確認からお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 何か、不足している資料、ございましたでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議題の1に入ります。

逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題といたします。これも事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報公開課課長 先日校正依頼いたしました平成28年度第5回議事録ができて上がりましたので、御確認いただければと思います。

前回、農地情報公開システム整備事業に係る諮問第1号の御審議に当たり、提供すべき情報の範囲につきまして、具体的な根拠をお示しできなかったこと、また後から内容に追加がありましたこと、大変申しわけありませんでした。

住民基本台帳上の宛名番号の追加につきましては、議事録の中で残しておく必要があると考え、事務局付記として、24ページの一番上、そちらに書き加えさせていただきましたが、そちらも含めて御承認いただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○立川会長 わかりました。

今のことも含めて、皆様方から校正いただいておりますので、校正されたところで、もし間違っているところがあれば、御指摘をお願いします。

(議事録の確認)

○立川会長 よろしいでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、この議事録は確定いたします。

あとは、事務局、よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課課長 ありがとうございます。

○立川会長 次に、議題の2、諮問第2号、空家等対策の推進に関する特別措置

法の運用に係る個人情報の目的外利用について（まちづくり課）を議題といたします。では、まちづくり課を。

○矢島情報公開課課長 今、入室しますので、しばらくお待ちください。

——まちづくり課 入室——

○立川会長 それでは、自己紹介と御説明のほう、お願いいたします。

○三澤まちづくり課係長 本日は、お時間いただきましてありがとうございます。

まちづくり課の係長をしております、三澤と申します。よろしく申し上げます。

では、早速、内容のほうを説明させていただきます。

今回の諮問事項ですが、空家特措法の運用についてです。まちづくり課では、平成28年4月1日から空家等対策の推進に関する特別措置法の運用事務を行っています。

現在は、主に近隣住民から空き家に関する通報を受けた際に、適正な管理が行われてないと見受けられた場合は、所有者の調査を行い、適正な管理を促しています。

空き家の所有者関係等を調査するために、この特措法において、課税情報などの個人情報を利用できると規定されており、本市においてもそのように利用できるか、昨年7月27日に、本審議会に諮問したところ、利用については適当だという答申をいただいております。

今回は、その個人情報の収集先について、追加と変更の必要が生じたため、再度諮問させていただく次第です。

その具体的内容ですが、個人情報の収集先について追加する内容は、社会福祉課が保有する所有者等の情報になります。追加内容として、市が管理不全と認めた空き家にかかわる社会福祉課が保有する所有者等の情報（氏名、住所及び電話番号等 ※必要最小限の情報）としております。

なぜ追加するかということですが、実際の案件として生じており、近隣住民から通報を受けた空き家について、通報内容に基づき関係所管に聞き込みをしたところ、課税課が把握していない所有者にかかわる情報を、社会福祉課が保有しているとの情報を得たため、社会福祉課に照会をかける必要が生じております。

次に、変更についてです。介護保険課の変更についてですが、これまで市が

管理不全と認めた空き家にかかわる独居高齢者の情報として、ひとり暮らしの高齢者が施設に入ることにより空き家になることを想定していたので、独居高齢者に限るといような記載内容でした。

しかし、二人暮らしであって、居住家屋が空き家になる可能性もあるという想定のもとに、独居に限らず市が管理不全と認めた空き家にかかわる介護保険課が保有する所有者情報等の情報（氏名、住所及び電話番号等 ※必要最小限の情報）としたいと存じます。

以上で説明を終わります。

御審議、よろしく申し上げます。

○立川会長 わかりました。

今の説明について、何か御質問、ございましょうか。

この件は、したがって、追加と修正ということになります。

○森田委員 前半の御説明、社会福祉課を追加するということですが、これは、もうちょっと具体的にどういう情報が必要だということなんでしょうか。

○三澤まちづくり課係長 これは、具体的にいうと、施設に入っているという情報がありまして、ただ現行では、課税情報でいくと送った先ではないようなので、その施設に入っている、どこの施設なのかという情報が必要だということです。

○森田委員 連絡をとるために。

○三澤まちづくり課係長 そうです。

○森田委員 現在入っている施設の連絡先が必要であるということですか。

○三澤まちづくり課係長 はい。

○立川会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○海原委員 必要最小限の情報っていうのは、どこまででしょう。

○三澤まちづくり課係長 必要最小限については、所有者等の情報については、必要最小限に限るとしていまして、成年後見人、親族を想定しています。

○海原委員 そうすると、介護度とか、そういうのは入ってこないという判断でよろしいですか。要介護度とかそういうのは入ってこないという。

○三澤まちづくり課係長 そういう情報は。

- 海原委員 入らない。
- 三澤まちづくり課係長 入らない。
- 立川会長 ほかによろしいですか。

この最小限の情報というのは、連絡をとるためのということによろしいですね。

- 三澤まちづくり課係長 はい、そうです。
- 立川会長 そうすると、今回のこの処置によって、ほぼ連絡はつくという状況になるのでしょうか。
- 三澤まちづくり課係長 はい、そうです。
- 立川会長 これで運用してみて、また何か不都合が起きた場合には、再度、審議するということになるんですね。
- 三澤まちづくり課係長 想定している範囲では、今回事案が起きて、今回諮問に至っているんですけども、ある程度これで想定できる範囲はカバーできているのかなという認識はあるんですが、もしかしたら、またお願いすることになる可能性もあるかと思います。
- 安達副会長 必要最小限の情報という点なんですが、具体的に氏名、住所及び電話番号の後に、「等」というのが入ってますよね。等というものがどこまでかというのは、これだけだとはっきりしないということなんですが、その際に、必要最小限の情報というのは、何をするために必要最小限かという目的の部分が書いてないと、どこまでが必要最小限かというのはよくわからないというふうになりますよね。

それで、事前にいただいていたQ&Aのほうの第10条の趣旨は何かというところを見ますと、113ページです、「空家等対策特別措置法の解説」というものの抜粋を、事前にいただいたんですけども。113ページの間56の答えのほう、「本条は、空家等の所有者等を把握するため、空家等の所有者等の特定に必要な情報について」これこれ、と書いてあるんですね。

そうすると、ここで必要最小限というのは、空家等の所有者等の特定をするために必要な情報ということなんじゃないかと思うんですけどもね。そこまで書かないと、どこまでが必要最小限かというのがはっきりしないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

前回の諮問のときには、「等」というのは入ってなかったんですね。

○三澤まちづくり課係長 すみません。先ほどのちょっと質問とかぶるんですけども、所有者がわかっても、その所有者が判断できない状況にある場合、成年後見人、親族などに、その情報を聞かなければいけないことが想定されるので、それを知るために所有者「等」とさせていただいているということなんです。

○安達副会長 そうすると、そういう目的をかなり書かないと。

○三澤まちづくり課係長 目的を。

○安達副会長 その目的のために、そういう情報をつていうことですね。

○三澤まちづくり課係長 はい。

○安達副会長 そういうのを書かないと、単に必要最小限というと、どこまでかっているのがさっぱりわからないということにならないでしょうか。

○三澤まちづくり課係長 目的としては、単に連絡がとりたいというところからきてますんで、その辺がわかりづらいということであれば、ちょっとわからない状況かなと認識しております。

○立川会長 だから、本人、その空き家の所有者本人に連絡をする範囲なのか、その親族等々を含めての連絡なのかによって変わってくるということなんですよ。

○森田委員 そういう意味で言いますと、今の解説に書いてある所有者等を特定するというだけではなくて、特定だけであれば、逆に言うと、その成年後見人とか関係ない話になってしまいますよね。でも、何のために特定するかというと、そこで、この空き家どうしましょうかということについてのいろいろな連絡をとらないといけない。恐らくそれも含めて言っていると思うんですよ。

ですから、実際には特定した上で連絡をとりたいということになるわけですから、それに必要な情報を入手する必要があるという説明は、やはりあったほうがいいんじゃないですか。

○篠崎委員 それは、事務の目的のところ、そういうのは入れるかね。

○森田委員 目的としては、法律に書いてある範囲になってしまうかな。だから、今回の諮問に答えるに当たって、所有者等の情報というのは特定して、現実連絡をとる上で必要な最小限の情報。その範囲で認めますという答えになるん

ですかね。

○安達副会長 だから所有者等を特定し、連絡をとるために必要最小限の情報と。

○立川会長 その文言をどこへ書けばいいですかね。

○篠崎委員 必要最小限の情報の前に書くんですかね。

○森田委員 いや、それは別にこちらはこれをいじらなくても、入れたら、諮問書をいじらなくても、こちらが回答する中身に、そう書いておけばいいんじゃないかと思うんですけれども。答申書の中に。

○立川会長 答申書の中にね。

○森田委員 もともと、そういう趣旨ですからね。諮問の趣旨としたら。

○立川会長 じゃ、答申書を書くとき事務局、その点を配慮してください。

○矢島情報公開課課長 はい。

○立川会長 ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ。

○海原委員 他の諮問のときもよく感じるんですけれども、利用先が環境部まちづくり課になってました。例えば連絡をとるためにこの諮問があったとします。それで、情報をもらいました。連絡とれました。そうすると、例えば市の職員が見に行く。何しろ行政処理するために、どこかのコンストラクチャーなんかに見積もりに行ってくださいと言って、処理する許可を得て、見積もりを出したりなんかすると、まちづくり課から情報がコンストラクチャーに漏れてしまうんですね。

ということはちょっときょうは、本日は大変申しわけないんですけれども、よく地方なんかであるのは、認知MCIの方々に対して、不当に安い価格で土地を売らせてしまう、極端に言うと詐欺に近いような状態も起こっているというふうに聞き及んでいるんですけれども、これはまちづくり課の中だけで、情報はクローズされるものでしょうか。

○三澤まちづくり課係長 基本的に何か管理するに当たってこちらが是正を求めていくのは所有者であって、その所有者が連絡に応じて対応していただいて、所有者自身が何かに対処するということになって、その第三者に、まちづくり課から直接、例えば草刈りをやらせてしまおうとか、そういうことは余り想定してないんですよ。

○海原委員 まちづくり課の中でとどまっていれば問題はないというふうに理解はいたしております。

○立川会長 はい。

○安達副会長 今回、諮問の2つ目の収集先についての変更なのですが、「目的外利用する個人情報の内容」のところの下の方ですけれども、括弧書きで、「変更する収集先、福祉部介護保険課」となっていますが、それから諮問の概要の方でも、「収集先について」変更するという表現になっていますが、この表現だと、従来は介護保険課から収集していたのを別の課にするというふうに読める。そういうことではないですよ。介護保険課で収集する個人情報の内容を変更するという趣旨ですね。ちょっとこの表題だと「変更する収集先」ですね。収集先を変更するようになってしまいうんです。ちょっともう少し適切な表現にしたほうがいいと思うんですが、例えば「変更する」の前に「内容を」というのを入れて、「内容を変更する」ということがあればわかりやすいけれども、収集先の変更のように見えてしまうという点をちょっと直す必要があるんじゃないかと思います。

○立川会長 なるほど。誤解を招くということなんですかね。今の点、よろしいですか。わかりますか。

○三澤まちづくり課係長 はい。

○矢島情報公開課課長 こちらは、別添の資料は差しかえることになりますか。

○森田委員 資料自体を、別添自体を差しかえるか、答申内容で明らかにするか、両方あると思うんですけれども。

私は、さっきと同様に、むしろ答申の内容でこれはこういう趣旨であるという理解の上で認めますという言い方のほうが。

○立川会長 そうですよ。それで、そのほうがはっきりするかもしれないですね。だから、答申書の中にそれも明記しておいていただければと思います。

○矢島情報公開課課長 はい。

○篠崎委員 同じところなんですけれども、去年の7月27日の諮問に対してのも、そのときは、独居高齢者の情報に関して、緊急連絡先の氏名が挙がっているんですよ。今回は、緊急連絡先の氏名を外しているのは、何かあるんですか。

○三澤まちづくり課係長 それは、緊急連絡先というものが、やはり本人ではな

くて成年後見人ですとか、そういったことを指しているのを知ったので、それを所有者等のところで読みかえているということです。

○立川会長 よろしいですか。

○篠崎委員 はい。

○立川会長 ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

それでは、ほかにないようですので、全会一致により適当であるという旨、承認することにいたします。

ただし、答申の中で、先ほど指摘した2点について記入していただいて、みんなにネットで配付して、了承を得てください。

それでは、答申書のほうは、事務局を通してお渡しいたしますので、しばらくお待ちください。

どうも御苦労さまでございました。

○三澤まちづくり課係長 ありがとうございます。

——まちづくり課 退席——

○立川会長 次に、議題3ですが、個人情報事務登録簿についてを議題といたします。

事務局、お願いいたします。

○矢島情報公開課課長 個人情報事務登録簿についてですが、資料2をごらんください。

今回は、新規1件の御報告となります。市長が1件増で、全体の計は643件から1件増で644件の登録件数となりました。

では、2枚目の登録簿の写しをごらんください。事務の名称につきましては、旧野外活動センターの利活用を考える会議事務です。

開始年月日が、平成29年2月5日で、収集の目的につきましては、会議の管理及び会議参加者のうち希望者への事務連絡を行うためです。

記録の名称、記録の内容等につきましては、記載のとおりとなります。

以上となります。

○立川会長 ありがとうございます。

何か、御質問、ございますでしょうか。

○海原委員 ずっとこういう、旧野外活動センターっていう名前で、庁舎内では

そういう名称で動かしているんでしょうか。

- 矢島情報公開課課長 はい。ホームページでも、この会議が。
- 海原委員 この名前で。
- 矢島情報公開課課長 はい。
- 森田委員 ちなみに、これは何人ぐらいの会議で、つまりこの連絡をとり合うという人の数がどれぐらいかなという。
- 矢島情報公開課課長 ちょっと人数は。ホームページから見たのでは、事前申し込み不要でどなたでも御参加いただけますという形になりますので。当日の状況によります。
- 森田委員 なるほど。そうか、出入り自由な会議なんですかね、割とね。
- 矢島情報公開課課長 そうですね。
- 内田情報公開課係長 参加団体、合計29名ですね。
- 矢島情報公開課課長 第1回の。
- 内田情報公開課係長 第1回、2月5日の会議で29名の参加がありました。
- 森田委員 それはその会議に、そのときの会議に参加した人で。
- 内田情報公開課係長 そうです。
- 森田委員 だから、そういうカチッとする会議。
- 内田情報公開課係長 ではないです。
- 森田委員 構成員が固まっているわけではない。したがって、連絡をとるためには、つまり次の会議をいつ開くかというようなことを連絡をするために、別途その連絡先を知っておきたい。そういうことなわけですね。
- 内田情報公開課係長 そうなんです。人によっては、ただ来ただけで、連絡要らない人も中にはいらっしゃるみたいで、希望する方は情報いただく、個人情報をお願いできれば。
- 森田委員 もらえば、継続的に連絡できるという、そういう趣旨。
- 内田情報公開課係長 はい、そういう意味です。
- 森田委員 わかりました。
- 矢島情報公開課課長 蘆花記念公園の第一休憩所ということで。カイロ等を御用意してありますみたいなことが書いてありますけれども。
- 内田情報公開課係長 古墳を守る会ですとか、遊び塾とか、子育て世代ですと

か文化財系の興味のある方、そういう方が興味を示していらっしゃる。

○海原委員 旧野外センターって、脇村邸とか、古墳から、それからあと桜山古墳群のところ全部、あのエリア全体を含めて旧野外センターという範囲で論議するんですよ。

○内田情報公開課係長 そうですね。広く言いますと、蘆花記念公園という公園があって、中に野外活動センターという旧建物があるんですけども、その旧野外活動センターっていうのが、もう使われなくなって大分たってしまっているんですね。ただ、工夫すれば使えるだろうということで、いろいろ利活用、検討を今までもしてきたんですけども、なかなか実現に至らなくて。改めて、こういう会議で今後の利活用について検討をしてみようということです。

場所は、とてもいいところなので。

○森田委員 わかりました。

○海原委員 長柄古墳から桜山の住宅街に入るのは全部市のものでしょうか。土地としては。

○内田情報公開課係長 全部市かどうかよくわかりませんが。

○立川会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項については、これで終わらせていただきます。

議題の4、その他についてですが、事務局のほうから。

○矢島情報公開課課長 その他は、3点ほどございます。1点目につきましては、逗子市立体育館防犯カメラ設置要領、資料3について御報告させていただきます。

平成26年度の本審議会におきまして、諮問第16号、逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について生活安全課から諮問させていただきました。

その際の答申で、本答申に基づき防犯カメラ設置及び管理運用に当たっては、個人の権利・利益を不当に侵害することのないよう十分留意されたい。また、今後、市が公共施設に新たに防犯カメラを設置し、管理運用を開始する場合は、管理運用に係る要綱を遵守し、各所管課において要領等を定め、本審議会へ報告されたいとあり、このたび新たな防犯カメラ設置施設がふえたことにより、新しく要領が作成されましたので報告させていただくものです。

所管課は、文化スポーツ課となります。現在、管財課が市庁舎、生活安全課が市営駐車場・駐輪場、市民協働課が文化プラザ・市民交流センター、文化スポーツ課が文化プラザホールとこのたびの逗子市立体育館、それから児童青少年課が体験学習施設、緑政課が池子の森自然公園、図書館が図書館と、7課の8施設となりました。

以上となります。

- 立川会長 何か御質問、ございますか。
- 森田委員 全く形式的な話なんですけれども、この資料3の第1条の「この要領は逗子市立体育館」の「市」が抜けているんですけれども、これは原文、大丈夫でしょうか。
- 矢島情報公開課課長 本当ですね。
- 森田委員 ちょっと御確認ください。
- 矢島情報公開課課長 確認します。ありがとうございます。すみません。
- 立川会長 今回は、防犯カメラが増設されたということで、報告が来ております。何台ぐらい増設したんでしょうか。
- 矢島情報公開課課長 こちらのほう、もともと防犯カメラではなくて映像が保存できる形ではない、流す形のものがあったんですけれども、老朽化で今回のこちらのものと、ちょっと台数のほうは、お聞きしてないんですけれども。
- 立川会長 古いものから新しいものへの切りかえということですかね。
- 矢島情報公開課課長 で、保存のできる形になりましたので。
- 立川会長 保存ですね。データが保存できるような。
- 内田情報公開課係長 例年、この審議会で報告させていただいている箇所数としては8カ所になります。
- 立川会長 8カ所でしたっけ。それがふえるということはないんですね。
- 矢島情報公開課課長 体育館の中でふえるということですか。ではなくて、市の施設でということですか。
- 立川会長 いや、この今回挙がっている文化スポーツ課で。
- 矢島情報公開課課長 そうですね、こちら設置場所のほうは、当初こちらの審議会で御審議いただいたときに、設置場所については要領のほうに記載しないという形で、別添になっているので、今回はないですね。

- 内田情報公開課係長 そうですね。別添になっている。
- 矢島情報公開課課長 こちらのほうを収集してないものですから、ちょっとわからないんですけども。
- 立川会長 はい。
よろしいですか。何かございますか。
- 海原委員 要するに、受託施設の委託者が防犯カメラを取り扱う、実質的にはそうですね。そうすると、その最後のほうの防犯カメラの取扱者は、管理責任者及び管理取扱者の命に従い、点検等を行うときは、管理責任者その他複数の職員というのは、これはどういう関係になっているんですか。
- 矢島情報公開課課長 何でしょう。
- 海原委員 要するに、受託者の担当者と市の人、職員が立ち会って、保守点検とか映像記録データの調査を行うという理解、読み方をすればいいんですかね。
- 矢島情報公開課課長 管理責任者は文化スポーツ課長で、管理取扱職員は係長ということですね。受託者は。
- 海原委員 これ、受託者が出てこないかなって、一瞬思ったんですけども。
- 内田情報公開課係長 第2条の第3項のところで、受託者に関する表記があります。
- 海原委員 受託者は。
- 矢島情報公開課課長 管理責任者は文化スポーツ課長、管理取扱者は文化スポーツ課文化スポーツ係長で。
- 海原委員 適正に取り扱うこと、事故等が生じたときは、だからふだんはやらないということなんで。私の見解にはこれが。まあ、何となくわかりますけれども。いや、何を言っているかという、受託者のミッションというんですか、それと文化スポーツ課長との関係性が余りピンとこないなと思ったんです。
- 内田情報公開課係長 あくまでも管理元は市の課長です。実際の運用は、指定管理者なり、施設の長だったりします。
- 海原委員 何かトラブルがあったときのみ課長様とその市の職員の方が、指定管理者と同行するというイメージですか。
- 内田情報公開課係長 そうですね。実際にはそういうことになるかと思いますが。

○立川会長 よろしいですかね。保守点検等を行う場合には管理取扱者その他複数の職員の立ち会いのもとで行わねばならないということで、一応、不正に扱われることはないというふうに思われるんですが。それでいいですか。

ほかにどなたか、何かありますか。

○安達副会長 ちょっと確認ですけれども。会長の質問とちょっと関係するんですけれども、防犯カメラが何台設置されるかという、されているかということは、把握されてないということ。

○内田情報公開課係長 所管はもちろん把握してますが、要領上は出てこないようなつくりにはしています。前回、これをつくるときに、結局ここにこう別表をつけてしまうと、犯人に場所を教えてしまうことになるんでみたいな議論がありました。

○安達副会長 台数だけでも出さないというのでしたっけ。

○内田情報公開課係長 そうですね、具体的な中身については、別扱いにするという議論で。

○安達副会長 前回、この会、そのそれぞれのカメラの設置場所まで一覧表になっていた。

○内田情報公開課係長 そうなんです。それでお出しして、それだとばれればれになってしまうということ。

○安達副会長 そうじゃない形にしましょうということになったんですけれども、台数も全部落としてしまう。

○矢島情報公開課課長 各、ほかの要領にもないです。

○内田情報公開課係長 もともと要領には台数という表現はなかったと思います。じゃ、どこにあるのということで、別表を最初はお付けしたんですけれども、それを見れば何台かはわかったんですが、そうするとという話がありました。

○安達副会長 そうすると要領見ただけでは1台なのか、2台なのか、3台なのか。

○内田情報公開課係長 それはわかりません。

○矢島情報公開課課長 事前にお調べしておけばよかったですけれども。

○立川会長 それは、所管課に聞けばわかるかと。

○内田情報公開課係長 もちろんです。

- 矢島情報公開課課長 所管課は要領を作っていった。ふえる都度、御審議いただくということにはならない。
- 安達副会長 台数を増やしたり減らしたりするということについては、特に何かこの要領とは別に、公にはしないのでしょうか。全く所管課の裁量で自由にできるかどうかです。
- 内田情報公開課係長 1台でも10台でも。
- 矢島情報公開課課長 予算の審議があるので、その中では何台設置しているのかというような御審議、やはりいただく場所はありますけれども。そうですね、表立って何台という形では出てこないですね。
- 森田委員 今後、この種のテーマを取り上げるときには、その辺の情報も一緒に何かこの場には出してくださいということで。
- 矢島情報公開課課長 はい。
- 森田委員 申し上げておきたいと思います。
- 立川会長 はい。
- 安達副会長 所管課が自由な裁量でできるのか、何らかそれをチェックする仕組みがあるのかというところが、ちょっと気になりますね。
- 矢島情報公開課課長 緑政課のときは公園ですが、やはり予算のときに、資料をお出ししてましたけれども、今回の場合は、ちょっとそこまではこちらのほうで確認してないので申しわけないんですけれども。
- 台数増やすときとかも、これは3月1日からなんですけれども、ですので予算もついてますので、書類のほうで何台という形は出てます。
- 森田委員 ここで、台数にまで意見言えるかというところとそこまではどうかというところですけども、ただ、実情を知る上で報告していただければ。
- 矢島情報公開課課長 はい、わかりました。
- 森田委員 それが事実上、余り無茶な運用にはならないっていうふうに思ってますので。
- 矢島情報公開課課長 わかりました。
- 立川会長 じゃ、この件については、よろしいでしょうか。
- 海原委員 あと1つだけ。3条の3項で、体育館内防犯カメラの撮影中であることを表示するということは、もうそれは映されても構わないよ、顔を映され

ても構わないよ、それがどういう状態に出てきても構わないということを本人が了解しているということで、この状況を言っているのでしょうか。

というのは、例えばちょっと違うんですけれども、新聞なんかでは、小学生なんかでもサッカー教室なんかやっているときは多分全員写しますよという了解を求めるんですが、これはどう使われるかわからないんですけれども、とにかく本人が、こういう条文があることによって本人はもう了解してくださいということで、理解すればよいのでしょうか。

○森田委員 多分、了解とは、ちょっと別次元だと思うんですね。

○海原委員 違うんですけれども。

○森田委員 だから、了解しているからいい、何に使っていいということもなく、それがどこまで使えるかというのは、それはやっぱり別の基準で判断しないといけないところですから。

○海原委員 そうですね。そこがちょっとわからなかったんで。

○森田委員 ええ。だから、逆にこのことで了解したよというように、考えていてはまずいと思いますので。だから、最小限知り得るような状態にはしておく、そういう位置づけじゃないかと思うんですけれどもね。

あとどう使うかは、やはり慎重に、それはそれで検討しないといけない。

○内田情報公開課係長 施設内で起きた事件・事故の防犯のために。

○立川会長 よろしいですか。

それでは、この報告事項については、終わらせていただきます。

次のその他をお願いいたします。

○矢島情報公開課課長 2点目は、その他で申しわけないんですけれども、個人情報保護に関する法律等の改正に伴う対応ということで、個人情報保護条例の改正に向けての検討ですが、資料4をごらんください。

資料4のうち、縦の資料をごらんいただければと思います。

こちらは、総務省の資料から抜粋したものですけれども、総務省は個人情報保護法等の改正を踏まえ、各地方自治体の個人情報保護条例の見直し内容について、有識者等で構成する地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を設置し、検討をしています。

法改正等で、要配慮個人情報規程の新設や、特定個人が識別できないよう加

工し、情報の流通・利活用を促進する匿名加工情報が規定されたこと等を踏まえ、自治体における個人情報保護条例の見直し等を検討し、本年度内に報告書が取りまとめられる予定です。

既に、9月、こちらに添付してあります、9月、11月、1月の検討会の議事概要が、別紙のとおり公表されております。

当初、2月ごろに検討結果が出るようなお話もありましたが、スケジュール案によりますと、2月3月にも検討がなされ、報告書がまとめられるとのことでしたが、昨日ネットで確認しましたところ、3月7日に第4回が開催され、まだ議事概要については公表されていませんでした。

第5回が、これから開かれることと思います。

それでは、その手前にあります「個人情報保護条例の見直しに関する検討の背景」というタイトルの資料をごらんいただければと思います。

第1回の、こちらの検討会の配付資料の一部を参考に抜粋させていただきましたので、資料2というふうに書いてしまっているんですけども、まず個人情報保護に関する法体系のイメージにつきましては、1ページになりますけれども、御存じのとおり、第1章から第3章までは、官民共通の基本理念、国及び地方公共団体の責務、個人情報保護施策等が規定されています。

第4章からは、民間分野の規定となっており、法的分野につきましては、国の行政機関を規制する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等を規制する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体につきましては、各地方公共団体が策定した個人情報保護条例がそれぞれ制定されております。

2ページ目には、地方公共団体の位置づけ、3ページ目には、個人情報保護条例の現状ということで記載されております。

4ページ目に移りまして、個人情報の保護法の改正点が記載されておりますが、中段から下をごらんいただければと思います。

個人情報保護法の改正ということで、施行日につきましては、公布の日から2年以内に全面施行となっておりますが、こちらは平成29年5月30日となりました。

それから、個人情報保護委員会の新設に係る規定につきましては、平成28年

1月1日に施行済みです。

それから、個人情報の定義の明確化ですが、個人情報の定義として、個人識別符号が対象となることを明確化ということで、個人識別符号は、1つ目は、身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号。例として顔認識データ、指紋認識データが挙げられています。

それから、2つ目は、対象ごとに異なるものとなるよう、役務の利用、商品の購入または書類に付される符号ということで、例として、旅券番号、運転免許書番号、マイナンバーが挙げられています。

それから、次の要配慮個人情報の規定の新設で、要配慮個人情報（人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別または偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることが義務化されます。

次に、匿名加工情報の規定の新設ということで、匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型が新設されました。

そのほかにも、小規模取扱事業者への対応ということで、5,000人分以下の個人情報取扱事業者に対しても、個人情報保護法が適用されるなど、改正部分があります。

それから、5ページ目に移りまして、5ページ目は、行政機関個人情報保護法等の改正ということで、概要が記載されています。

行政機関等は、匿名加工情報について、非識別加工情報という定義になっております。

これらの法改正に対応する条例の整備につきましては、個人識別符号の規定の導入、取扱い制限の規定と要配慮個人情報の調整、小規模事業者の対応、匿名加工情報、非識別加工情報の検討が必要と考えられますが、神奈川県では、個人識別符号に関しては国の概念を導入。要配慮個人情報に関しては今までの機微情報の規定に含まれていないものを、新たに機微情報として追加。改正後は、小規模事業者も個人情報保護法による規制の対象に含まれることから、小規模事業者を対象とする条例の規定の削除と先に対応できる部分から改正をするということで、非識別加工情報制度による目的規定、非識別加工情報の改正

は、当面見送り、二段構えで対応をされるということです。

本市におきましても、近隣各市の状況も確認したのですが、近隣各市の回答では、国の方針を待ち、県の動向も確認しながら対応するという自治体や、解釈の改正で対応できるのではと考えている自治体もあるようで、現段階ではまちまちという印象を受けました。

本市でも、検討会の報告を待ち、御審議いただけるよう準備したいと思えますけれども、非識別加工情報につきましては、実際に何が対応できるのか等、未知数なところもありまして、庁内の環境整備にも時間がかかるのではないかと考えています。

逗子市の個人情報保護条例等につき影響のある条文等を抜き出したものを検討事項（案）として表にしましたものが一番最初につづってあります、資料4になります。

先ほど申し上げたうち、非識別加工情報制度を除いて検討したものですけれども、条例等整備が必要と考えられる部分です。

順番に申し上げますと、ページはハンドブックのページになりますけれども、条例の第1条、目的につきましては、非識別加工情報に対する必要性和整理に時間を要するため、現段階では改正不要と考えております。

それから、次の第2条、定義の第2号の事業者の定義につきましては、私たちのほうでは改正不要ではないかと考えております。

それから、第3号の個人情報につきましては、個人識別符号を個人情報として明確化ということで、個人識別符号が含まれるものについての検討となるんですけれども、こちらちょっとハンドブックの73ページをお開きいただきますと、「キ」のところですか。73ページの上の段のキのところ、「特定の個人が識別され、または識別され得る情報とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付された番号・記号・その他の符号により、当該個人を識別できるもの」という記載がありますので、条例のほうに個人識別符号について定義づける必要があるかどうか、こちらでも検討が必要と考えております。

それから、ハンドブックの2ページ目に移りまして、第4条の事業者の責務につきましては、改正不要ではないかと考えております。

次に、取扱い制限の規定と要配慮個人情報の調整ということで、第6条の取扱い制限について、神奈川県と同様に、取扱いの制限は維持しつつ、条例に原則禁止とする項目を追加して、要配慮個人情報の項目と一致させるかどうかなど検討が必要と考えております。

こちらにつきましては、現在取り扱っております要配慮個人情報について制限がかかるということで、そちらの整理も必要になってきますので、思慮しているところではありますが、御意見をいただきながら整理したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、3ページの第7条、個人情報取扱事務の登録につきましては、「その他の符号にかかる表記」がありますので、条例自体は改正不要ではないかと考えておりますが、定義の改正の検討結果によりましては、こちらのほうも改正が必要ではないかと考えております。

次に、ハンドブックでいいますと14ページになりますけれども、小規模事業者の対応ということですが、第32条の事業者に対する指導及び勧告につきましては、小規模事業者への対応ということで設けられた規定ではないと考えられるため、そのまま当市では存置でよいのではないかと考えております。

次に、規則になりますけれども、23ページで第5条、個人情報事務登録簿の記載事項等につきましては、第1号様式の内容について検討が必要です。個人情報取扱事務の登録につきましては、括弧書きの、それぞれ下のほうにも解釈の運用基準あるんですが、そこが、☆がついているところが連動いたします。

それから、解釈運用基準につきましては、条例改正に伴い、それぞれ改正が必要となります。

それから、193ページの登録簿の記入要領、225ページの権利のフローにつきましても追記が必要と考えております。

以上が、現在の検討状況になります。

今後、国からも報告書が出ますので、県、近隣各市の今後の動向も確認しながら新年度に向けて対応していきたいと考えておりますが、きょうお配りした資料では、個人識別符号がどういうものかとか、要配慮個人情報がおわかりになりにくいかと思っておりますので、追加で資料をお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

(追加資料配布)

○矢島情報公開課課長 こちらのほう、個人情報保護委員会から出ております資料を追加させていただきました。

前々回は神奈川県 of 資料をお配りさせていただいた経緯があるんですけども。

○立川会長 説明は、以上でよろしいですか。

○矢島情報公開課課長 そうですね。まず条例の定義のところ、大きなところでいくと個人識別符号が含まれるものを追加するかどうか。先ほど御説明させていただいた中で、定義があって、解釈のところ、そういう符号というようなものは書いてあるんですが、今回、個人識別符号ということが定義づけられましたので、そちらのほうを追加、明記するという形で条例改正をしたほうがよろしいかどうか。

あと、「取扱い制限」のところ大きいですが、要配慮個人情報、ちょっとわかりにくいんですけども、個人情報保護法のガイドラインにある要配慮個人情報、先ほど後から配らせていただいた「要配慮個人情報」はどのようなものかというのですと、この12ページから16ページにわたって書いてありますけれども、(1)の人種、(2)信条、(3)社会的身分、(4)病歴、(5)犯罪の経歴、(6)犯罪により害を被った事実、(7)身体障害、知的障害、精神障害その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること、それから(8)の本人に対して医師その他医療に関連する職業に従事する者により行われた疾病の予後及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果、それから(9)の健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として本人に対して、医師等により心身の状態の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、(10)の本人を被疑者または被告人として逮捕・捜査・差押え・勾留・公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、それから(11)本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として調査観護の措置、審判保護処分その他少年の保護事件に関する手続が行われることとして、11項目あるのですが、先ほどの本市の6条におきましては、2項の1号は人種及び民族ですので、そちらがあります。それから、2号で思想・信条及び宗教、3の犯罪歴、4の社会的差別

の原因となる社会的身分ということですので、1の人種、2の信条、3の社会的身分、それから5の犯罪の経歴というのはありますが、4の病歴、6の犯罪等の犯罪により被害をこうむった事実、7、8、9、10、11が、要配慮個人情報ということで、そこを取扱いの制限項目の中に、神奈川県さんと同じような形で、取扱い制限は維持しつつ、そちらの項目と一致させるかどうか、そちらがまた検討しなければいけない項目として考えております。

それから、大きなところでは、あと、非識別加工情報につきましては、国の検討報告書が出ましたら、またすぐにお示しできればと思うのですが、まず「定義」のところと、やはり「取扱い制限」のところの要配慮個人情報のところが、ちょっと御意見等をいただけると、今後の改正案にも影響してきますので、もしきょうの段階で御検討いただけるようであればですけども。

まだ報告書が出てませんので、そちらを踏まえてということであれば、そちらのほうを至急お送りさせていただいて、検討事項としたいと思っておりますけれども。

○立川会長 よろしいですか。

○海原委員 いいですか。政令2条11ページの(1)の身体障害・知的障害・精神障害で、「(発達障害を含む)」って書いてあるんですよ。

これって、政令だということからもうしようがないでしょうけれども、何で発達障害だけなのかなという気がするのですが、その他の障害とか自閉とかいろいろあるんで、何でここで発達障害だけ入ってくるのかというのは、理解に苦しみますけれども。考えてほしいです。

○矢島情報公開課課長 はい。

○森田委員 ちょっとこれは、国の検討会の議論内容を、読むならみんな読んできて、その上でないとなかなか議論というのは難しいかなという感じはするんですけども。

○矢島情報公開課課長 そうしましたら、資料のほうはまた持っていただいて、次回のときにといいことでよろしいですか。

○森田委員 きょういただいた分はいいとして、その議事録ですかね、できましたら送っていただいて、というような形ですかね。

○矢島情報公開課課長 はい。

○立川会長 これは、いつぐらいまでにまとめなくてはいけないとかってあるんですか。

○矢島情報公開課課長 今回、国の総務省のほうの検討報告書に、どこまで非識別加工情報のことが出てくるかというのにもよってしまうと思うんですけども、前に森田委員からも御意見いただきました、定義等を先に二段構え、神奈川県のように二段構えで体制をすとなれば、先にそちらのほうを前半の時期にやって、非識別加工情報につきましては、やはり庁内整備が必要になるものなのか、ちょっとそこら辺も、イメージが湧かない部分があるんですけども。先に、できるところからということであれば、早いうちのほうがいいとは思いますが。

定義を変えるとなれば、解釈のほうも変えなければいけないというところも出てきますし、それによって、実は情報公開条例にも、条例には直接影響はないと思うんですが、解釈に同じ表現をしているところがありまして、そちらのほうの対応も必要になってきますので、ちょっと少ない人数ですけども、なるべく早く対応できるようにとは思っているんですが。会議のほうも2カ月に1回しか開かれませんが、なるべく事務局で案をきちんと詰めた形で対応させていただかないと、御審議のときにその都度ということになってしまいますと遅くなってしまいますので、ちょっと頑張ってはみたいと思っているんですが。

この件と、また参考になるようなことがありましたら、御連絡いただければと思うんですけども。

○森田委員 県の条例改正は、もう議会にはかかってましたかね。いずれにしても、県のほうは一応内容は固まってはいると思うんで、逗子市でもそのレベルでどう改正を、とりあえずやるのかですね。

○矢島情報公開課課長 前回の県内各市の協議会の検討内容等を報告させていただいたのですが、やはり各市さんは、非識別加工情報と一緒にというふうに考えてらっしゃったところが多かったように思うんですけども、実際に、そこを待っているというところもあるので、ちょっと報告書が出てきましたら、そこも踏まえまして、また委員の方々にも、事前に資料がお送りできるような状況であれば、会議の前であってもお送りさせていただいてもよろしいでしょう

か。

○立川会長 はい、構わないと思います。

それでは、そのような手順で、この2カ月に一遍のこの審議会を待たずに、必要ならばメールで送っていただいて、ネットの上で必要な検討をして、それで、次の審議会にまとめていくというような方向でいきたいと思います。

なかなか、これ大変な作業になりますので、うまくネットを使いたいと思います。

事務局のほう、大変ですが、少しまとめていただいて、我々は何をどういうふうに審議したらいいのか、もう少し具体的にわかるようにしてください。

どなたか、何か御質問、ありますか。よろしいですか。

それでは、そういう方向で進めていきたいと思いますので、御協力、よろしくお願いいたします。

じゃ、この報告については、これでよろしいでしょうか。

それでは、次のその他、お願いいたします。

○矢島情報公開課課長 3点目は、日程調整になります。

2点目の条例改正の検討に合わせまして、少し前半に多く対応していただくこともあるのではないかと考えておりますが、調整がつきましたら、よろしくお願いいたします。

○立川会長 じゃ、何か原案か、ありましたら。

(日程調整)

○立川会長 では、この日で予定をしておいてください。

その他、ほかに何か、事務局ありますか。

○矢島情報公開課課長 以上で。

○立川会長 はい。

じゃ、皆さんのほうから何かあれば。よろしいですか。

それでは、きょうは御苦労さまでございました。

終わりにいたします。

午後 3時25分閉会